

9月議会

市議団提案の3意見書が可決

21日、本会議で、日本共産党市議団が提案した「原発から自然エネルギーへの転換を求める意見書」「東京電力福島第一原発事故に関する意見書」(裏面に全文掲載)は全会一致、「災害援護資金貸付制度についての意見書」は、賛成多数で可決されました。反対したのは、政新会、無所属岸(みんなの党)、谷本議員です。

災害援護貸付金制度は、低所得者を対象とし、償還期間10年(据え置き期間3年)、金利は年3%とした制度です。16年前の阪神・淡路大震災時は、公的支援が何もない中で、多くの被災者がこの制度を利用しました。

東日本大震災では、被害が広範囲に及ぶことなどを理由として償還期間を13年(据え置き期間6年)とし、金利は、保証人をたてる場合は無利子、保証人をたてない場合も1.5%にしました。

また、従来の償還免除事由「死亡か重度障害で、保証人も返済能力がない場合」に加えて、「借り受け人が償還期間満了時になおかつ無資力かつ償還できる見込みがない場合も免除する」と、要件の拡大がされました。

意見書では、1、今後の災害においては東日本大震災時の基準を適用するよう法改正することと、2、阪神・淡路大震災の借り入れについては東日本大震災の免除規定を適用することを求めています。

これが適用されれば、市でも約700件、約12億円が免除されることとなります。

県市も同様の特例を適用するよう厚労省に要望しています。

災害援護資金とは?
大規模災害で、自宅が全半壊した世帯主に最高350万円を融資する制度



もらったお金は返したくないのだ!

当然です!

政務調査費条例改悪案が否決

政新会が提案した「西宮市議会政務調査費の交付に関する」条例は、21日の本会議で反対多数で否決されました。賛成は、政新会、市民クラブ改革、岸議員(みんなの党)でした。

政務調査費は、議員の調査研究に要する経費として、議員一人年間180万円交付され、4月~3月末で市に収支報告を出し、精算します。

選挙の年は、6月10日で任期満了となるため、その時点で収支報告し、余った分は市に返還します。この条例案では、連続当選した議員は、(継続)ということで、6月10日にいったん返還せず、3月末までの1回にしようとねらうものです。

「選挙で任期が終われば精算するのは当然だ」「市民的に問題はないのか」と、杉山議員が本会議で問題点を指摘。良識が示された本会議でしたが、そもそも、こんな提案をすることが恥ずかしくないのでしょうか。

2010年度決算審査 39億円の黒字

2010年度は、中学3年生までの医療費の無料化や子ども手当が創設されました。

歳入では、給与減で個人市税が818億円に下がりましたが、地方交付税が104億円など、

一般財源(何でも使えるお金)が1,096億円(昨年より27億円増)で、安定した財政力です。実質収支額は39億円を超え、32年連続黒字。基金(家庭で言えば貯金)が140億円です。

国保引き下げ、保育所待機児童解消、住宅リフォーム助成制度等など、暮らし応援を実現するお金はあります。また、水道事業会計も29億円の内部留保があり、水道料金の引き下げを求めました。

